

2020 年度税制改正に対する意見要旨

重点要望項目

① 連結納税制度の改善

② 研究開発税制の適用範囲の拡充

③ 地域創生に資する人口減少緩和、労働参加率向上、子育て支援等の税制整備

④ 国土強靱化に資する税制の整備

2020 年度税制改正に向けての意見の要点

1. 企業の活力向上に資する税制の整備

(1) 企業の国際競争力向上、活力向上

- ①法人実効税率は、アジア諸国並みの 20% 台前半へ早急に引き下げるべき。
- ②課税ベースは、縮小努力を行うべき。法人実効税率引き下げの代替財源は、消費税を含む租税体系全体で合理性の高い改正を行い確保すべき。
- ③欠損金の繰越控除制度は、大企業も全額控除可能とすべき。控除期間は欧米並みの 20 年以上とすべき。繰戻還付制度は、大企業でも利用可能とすべき。繰戻期間を延長すべき。
- ④減価償却制度は、定率法の償却率を引き上げのうえ、定率法を今後も維持すべき。
- ⑤貸倒引当金制度は、適用法人の限定を解除すべき。
- ⑥受取配当の益金不算入制度は、全額益金不算入とすべき。
- ⑦所得拡大税制は、適用要件の見直しを行うとともに、使い勝手の向上を図るべき。
- ⑧マザー工場機能の整備・拡充のための設備投資や、雇用の増加に対する優遇税制を設けるべき。
- ⑨事業所税は、時代に逆行するものであり、創業や雇用に抑制的に働くため廃止すべき。
- ⑩法人事業税の電気・ガス供給業の課税標準は、その他の事業と統一すべき。
- ⑪連結納税制度は、加入時・事後修正の事務負担が大きく、簡素化するなど使い勝手の向上を図るべき。また、事業再編による組織形態の変化に抑制的に働くことがないよう制度を見直すべき。
- ⑫退職金等積立金に対する特別法人税は、廃止すべき。
- ⑬確定拠出年金制度は、雇用の安定に資することから拠出限度額を引き上げるべき。

(2) 中小企業の活力向上

- ①事業承継税制は、10 年間の時限措置を恒久化するとともに、周知・利用のサポート等周辺環境の整備を進めるべき。
- ②中小企業防災・減災投資促進税制は、対象設備投資の範囲を拡大すべき。

(3) 未来のための投資の促進、成長基盤の整備

- ①研究開発税制は、サービス開発において、より広範囲の研究開発に要する費用を対象とすべき。
- ②オープンイノベーション型研究開発税制は、適用要件を緩和すべき、また申告実務の簡素化を図るべき。
- ③パテントボックス税制は、知財の蓄積や技術開発を促進すべく、これを創設すべき。

(4) 国際課税

- ①BEPS 対応の国内法制度化については、国際基準に基づいたデジタル課税制度の構築を速やかに行うべき。また、事務負担の軽減等の企業に配慮した制度整備を行うべき。
- ②外国子会社合算税制（CFC 税制）は、企業の活動実態に基づき、意図的に行われる不当な租税回避にのみ課税するよう見直しを継続すべき。
- ③国際課税をめぐるトラブル解決については、国同士の調整や、租税条約ネットワークの拡大等の対応を速やかに行うべき。
- ④外国税額控除制度は、繰越期間を延長するなどの改善を図るべき。
- ⑤海外所得の国内還流を促進する税制は、益金不算入割合を 100% に引き上げる等の見直しを行うべき。

2. 地域創生に資する税制の整備

(1) 地域の自立性の強化、地方税制における税源の偏在性の是正

- ①地方法人二税は縮減し、地方消費税の拡充を図るべき。交付税、譲与税は自治体の取組成果を加味すべき。
- ②地方消費税の清算基準は、納税者ではなく担税者の住所の実態を反映するよう不断に改善すべき。
- ③特別法人事業税、特別法人事業譲与税は、税源の偏在性は正のための不断の改善がなされるべき。
- ④企業版ふるさと納税制度は、知名度向上と制度延長をすべき。自治体は魅力のある事業計画を策定すべき。
- ⑤特定公益増進法人への寄附税制は、人材育成に関する産学連携の増進の観点から学校法人等特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額を引上げるべき。
- ⑥特定資産の買換え特例は、地域創生に寄与するよう適用内容・範囲の拡充および期限延長を行うべき。

(2) 地域経済の活力向上

- ①事業所税は、地域の創業や雇用に抑制的に働くため、廃止すべき。(再掲)

- ②固定資産税の償却資産への課税は、行政サービスとの直接的な受益関係を見出しにくいため廃止すべき。廃止できない場合は評価額の最低限度（取得価額の 5 %）を、法人税と同様に備忘価額（1 円）とすべき。
- ③法人事業税の外形標準課税は、企業の雇用に対して抑制的に働くことから廃止すべき。
- ④退職金等積立金に対する特別法人税は、廃止すべき。(再掲)
- ⑤確定拠出年金制度は、雇用の安定に資することから拠出限度額を引き上げるべき。(再掲)
- ⑥空き家の発生を抑制するための特例措置は、建物取り壊し後についても一定期間は土地の固定資産税の優遇を追加すべき。
- ⑦空き家所有者の情報へのアクセス制限を緩和する措置を検討すべき。
- ⑧地域経済の担い手の設備投資を促進する税制として、建設事業者の重機等への投資に対する税制優遇措置を整備すべき。

(3) 地域創生に資する人口減少緩和、労働参加率向上、子育て支援等の税制整備

- ①所得税制等において女性等が働きやすくなるよう制度を整備すべき。
- ②所得税制等において結婚、出産、子育てのインセンティブを高める制度を整備すべき。

(4) 中部圏の活性化に資する税制

- ①総合特区制度は、「アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区」に関する税制優遇措置の拡大を要望。
- ②中部圏の産業高度化に資する税制として、研究施設・生産施設などに対する不動産取得税・固定資産税の軽減、研究開発費に対する税額控除の拡大、人材育成投資に対する減免措置の拡充等を要望。

3. 国土強靱化に資する税制の整備

(1) 民間施設等の防災・減災に資する設備投資を促進する税制の整備・創設

- ①体系的な制度の整備・創設を目指すべき。
- ②中小企業防災・減災投資促進税制の対象設備投資の範囲を拡大すべき。(再掲)
- ③同趣旨の税制を大企業に対しても整備すべき。

(2) 民間施設等の防災・減災に資する既存税制は、鉄軌道事業者等の耐震設備投資促進税制など期限を迎えるものが複数あり、これらを延長すべき。また、適用範囲の拡充、要件緩和、使い勝手の向上、周知等を図るべき。

(3) 災害復興に資する税制の強化として、地震保険の保険料控除を拡充し、加入者促進を図るべき。

4. 消費税制の改善

- (1) 複数税率制度は導入後の実態や反響を把握し、妥当性を検証すべき。
- (2) 逆進性緩和策は、簡素な給付措置の拡大、給付付き税額控除制度を中心に、そのあり方を再検討すべき。

5. 税制の合理性・受容性の向上、新陳代謝

- (1) 印紙税は、電子商取引が一般化する中、その合理性を失っているため廃止すべき。
- (2) 事業所税は、時代に逆行するものであり創業や雇用に抑制的に働くため、廃止すべき。(再掲)
- (3) 固定資産税は、償却資産への課税を廃止すべき。(再掲)
- (4) 外形標準課税は、企業の雇用に対して抑制的に働くことから廃止すべき。(再掲)
- (5) 法人事業税の収入金課税は、電気・ガス供給業について廃止し、その他の事業と同じ扱いとすべき。(再掲)
- (6) 自動車関係諸税（車体課税、燃料課税）は、体系的に整理・簡素化するとともに、課税の多重性を解消すべき。また、暫定税率から本則税率へ速やかに戻すべき。加えて、環境性や安全性の向上を促進する税制の整備に期待。

6. 税務負担の軽減

- (1) 申告・納税の電子化推進にあたっては、電子申告（e-Tax、eLTAX）の使い勝手の向上等、企業の納税事務の負担が確実に軽減するよう配慮をお願いしたい。
- (2) 申告調整事務の軽減が図られるべき。
- (3) 地方税の納付事務について、手続きや窓口について簡素化が図られるべき。
- (4) 減価償却資産事務について、耐用年数区分の簡素化・明確化が図られるべき。
- (5) マイナンバーを有効活用した、納税業務の効率化を行うべき。